

# 質 問 書—(回 答 書)—

令和6年9月4日

足 利 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

担当者の氏名

連 絡 先

物 件 名	パントリー用棚A、パントリー用棚B、パントリー用ワゴン	
仕様 No.	質 問 内 容	回 答
109	「厨房用製品であること」とは何を判断材料といたしますか。具体的な規格、指針等がございましたらご教示ください。	「業務用として使用できること」を「厨房用製品であること」の判断材料としています。
110		
111		